

各関係団体の長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用の一部改正について
このことについて、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」(令和3年12月7日付け事調第797号)により通知しておりますが、積算方法等に関する試行の運用を次のとおり改正したので適切に事務処理願います。

記

1 対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一工事箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事。ただし、地区の状況等により、点在範囲の条件がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。

2 工事箇所及び施工箇所の設定方法

① 施工箇所(施工ほ場及び線工事箇所等)が点在する工事については、原則として市町村界を超えない範囲で工事箇所(複数の施工箇所間の距離がkm未満)を設定する。

なお、施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が1km程度を超えなくなる範囲でさらに細分化できることとする。(別紙1参照)

② 工事区間の距離が1km未満で、一体として扱った場合に支障がない場合は、市町村を跨いで、1つの工事箇所として扱うことも可とする。

③ 連続する工事(線工事で連続して作業を行う工事)が1km程度を超える場合であっても分割は行わない。

④ 連続する工事が点在する場合の、設定する範囲は重心からの距離で判断する。(別紙1参照)

⑤ 施工ほ場毎が隣接(町道や小排水路を挟むものを含む)している場合は同一の施工箇所とする。(別紙1-1参照①は1箇所、②は3箇所と判断する)

⑥ 施工ほ場が線工事(用水路、排水路、農道等)で接続されている場合は同一の施工箇所とする。(別紙1-1 ③参照)

⑦ 近接する施工箇所間の距離が1km以内なら同一の工事箇所とする。(別紙1-2参照)

⑧ 施工箇所が1km円で連続した場合であっても上記④の連続する工事と判断しな

いので、同一の工事箇所（1箇所）とはならない。（別紙1-3参照）

⑨ 工事箇所の設定は、分割数が最小となるように設定する。（別紙1-4の工事箇所分割例参照）

3 間接費の基本的な考え方（別紙2-1、2-2参照）

① 共通仮設費及び現場管理費については、工事箇所毎に算出した合計額とする。

ただし、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」（令和3年12月7日付け事調第797号）の工種別経費加算率算出式一覧表に示す工種は、工事箇所数から算出した率により加算額を算定することができる。

② 一般管理費等については、工事箇所毎に分割しない工事原価（純工事費＋現場管理費）を対象額として算出する。

※積算のイメージ

【従来】

$(A \text{区対象金額} + B \text{区対象金額} + C \text{区対象金額}) \times \text{間接費率}$

【本運用(工事箇所毎)】

$(A \text{区対象金額} \times \text{間接費率}) + (B \text{区対象金額} \times \text{間接費率}) + (C \text{区対象金額} \times \text{間接費率})$ ※1

【本運用(加算率算出式)】

$(A \text{区対象金額} + B \text{区対象金額} + C \text{区対象金額}) \times \text{間接費率} + (A \text{区対象金額} + B \text{区対象金額} + C \text{区対象金額}) \times \text{経費加算率}$ ※1※2

※1 一般管理費等は②のとおり

※2 算出した共通仮設費加算額は現場管理費及び一般管理費の対象外とする。

算出した現場管理費加算額は一般管理費の対象外とする。

③ 共通仮設費率、現場管理費率の補正（施工地域等）については、工事箇所毎に判断する。

④ 現場管理費率の施工時期、工事期間等による補正は、工事全体で判断する。

⑤ 主たる工種区分については、工事箇所毎ではなく、工事全体で判断する。（工事箇所毎に主たる工種区分を変更しない。）

⑥ 市場単価等の施工規模補正については、工事全体の数量で判断する。

⑦ 共通仮設費の積み上げ分の数量については、工事箇所毎の計上を基本とする。

なお、工事箇所毎に分割することができない項目は、直接工事費の最も大きい工事箇所に計上する。

⑧ 設計変更等により施工箇所の追加が必要になり、変更前に設定した工事箇所の範囲に入らない場合は、新たに工事箇所を設定する。

4 施工箇所位置図について

設計図書に位置図等を添付し分割位置及び分割数を明示する。

5 入札公告等による入札参加者への周知

本試行の対象工事であることを記載することにより周知する。

<入札公告文・入札説明書への記載例（「入札に付する事項」に追記）>

（「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」の「別表1 工種区分」に記載の工種（干拓工事、フィルダム工事は除く）及び鋼橋製作架設工事積算要領を適用した鋼橋架設工事以外の工種）

本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、対象区毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

（「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」の「別表1 工種区分」に記載の工種（干拓工事、フィルダム工事は除く）及び鋼橋製作架設工事積算要領を適用した鋼橋架設工事

本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、工事箇所数から算出した加算率により共通仮設費及び現場管理費を加算する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

6 特記仕様書及び見積参考資料への記載

- ① 特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示する。
- ② 工事数量総括表・見積参考資料において、共通仮設費（積上分）の数量が工事箇所毎に分かれるものは、工事箇所毎の数量の内訳を明示する。（例：交通誘導員 A区 20人・日、B区 25人・日）

7 適用年月日

	対象工事	対象外工事
積算基準日	令和4年（2022年）3月22日以降	令和4年（2022年）5月19日以降

※最新設計単価を適用した設計金額等の取扱いについて（令和2年12月23日付け事調第1203号）に係る対象工事及び対象外工事

調整係
設計積算係